

お知らせ

2024年6月12日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機の第3回定期事業者検査の終了について

女川原子力発電所1号機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」）」に基づき、廃止措置期間中においても性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）の健全性を確認するため、2024年1月12日より第3回定期事業者検査を実施していましたが、2024年6月7日に終了いたしました。

第3回定期事業者検査の概要については、別紙1のとおりです。

第3回定期事業者検査の終了に伴い、原子炉等規制法に基づき、本日、女川原子力発電所1号機の「定期事業者検査報告書（定期事業者検査終了時）」を原子力規制委員会へ提出いたしました。

また、「女川原子力発電所第1号機 第3回定期事業者検査（廃止措置段階）報告書」（以下、「報告書」）をとりまとめ、本日、宮城県、女川町、石巻市ならびに登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町に提出いたしました。

報告書については、別紙2のとおりです。

以上

(別紙)

1. 女川原子力発電所第1号機 第3回定期事業者検査の概要
2. 女川原子力発電所第1号機 第3回定期事業者検査（廃止措置段階）報告書